

## 特定生産緑地（清瀬市）の解除

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 6 第 1 項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第 10 条の 6 第 2 項の規定に基づき準用される第 10 条の 2 第 4 項の規定により、次のように公示する。

地区番号	位 置	解除をする 特定生産緑地の面積	公示日
4	清瀬市下宿三丁目地内	約 100 m <sup>2</sup>	令和 4 年 10 月 14 日
8	清瀬市下宿三丁目地内	約 1,470 m <sup>2</sup>	
9	清瀬市下宿三丁目地内	約 80 m <sup>2</sup>	
15	清瀬市旭が丘六丁目地内	約 200 m <sup>2</sup>	
23	清瀬市中里四丁目地内	約 770 m <sup>2</sup>	
86	清瀬市下清戸四丁目地内	約 1,640 m <sup>2</sup>	
217	清瀬市中清戸四丁目地内	約 27,470 m <sup>2</sup>	
247	清瀬市中清戸三丁目地内	約 50 m <sup>2</sup>	
272	清瀬市下清戸三丁目地内	約 480 m <sup>2</sup>	
合 計		約 32,260 m <sup>2</sup>	

「区域は解除図表示のとおり」